

豚コレラやアフリカ豚コレラへの防疫対策強化を！ ～飼養衛生管理基準の内容が細くなりました～

岐阜県での豚コレラの発生や、中国でのアフリカ豚コレラの感染拡大、中国からの携帯品でのアフリカ豚コレラウイルス遺伝子検出を踏まえ、養豚農場の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守にご対応いただいているところです。

一方、農林水産省は、「拡大豚コレラ疫学調査チーム」による現地調査を実施しており、これまでの発生事例において、飼養衛生管理基準への対応が不十分であったことを確認しています。

つきましては、豚コレラやアフリカ豚コレラ等の伝染病を発生させないよう、危機意識を持って、飼養衛生管理基準等の中でも特に重要と考えられる次の項目について遵守を徹底するようお願いいたします。

なお、項目中の下線部は、新たに対応すべき内容として、今回、国から通知された内容です。

1 適切な衛生管理区域の設定

畜舎だけでなく、飼料給与や家畜の出荷、死亡家畜の管理などの一連の作業に関連する区域を「衛生管理区域」として設定し、明確な境界を設けるようにしましょう。

2 衛生管理区域専用の衣服及び長靴の使用

衛生管理区域専用の衣服や靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る者は、確実に着用するとともに、交差汚染をしないよう工夫しましょう。また、靴の底などは、糞等の汚れをきちんと洗浄したうえで、消毒薬に十分に浸漬しましょう。

3 畜舎や器具などの定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外で使用していた器具や重機などは、十分な水洗を行い、適切に消毒してから衛生管理区域内で使用しましょう。また、畜舎だけでなく衛生管理区域内の施設は、定期的に清掃又は消毒を行いましょう。

4 他の畜産関係施設に立ち入った者に対する対応

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者(※1)、及び過去1週間以内に海外から入国または帰国した者(※2)については、可能な限り、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

※1 家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。

※2 農場主や従業員等の場合は、洗髪・入浴・更衣等適切な処置を講じ、海外で使用した衣服及び靴は、洗浄・消毒するとともに、衛生管理区域へは持ち込まない。

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

農場周辺への電柵、ワイヤーメッシュの設置や、畜舎への防鳥ネットの設置、畜舎の破損部分の修繕などにより、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止しましょう。また、畜舎外でのエサこぼしや、家畜の死体は放置せず、死体の保管場所への野生動物の侵入を防止するようにしましょう。加えて、外部から食べ残しや野生動物の死体等のゴミを持ち込むリスクがあることから、衛生管理区域では犬・猫等を飼養しないようにしましょう（飼養する場合は、きちんと管理しましょう）。

6 飲用に適した水の給与

飼養する家畜に飲用に適した水を給与しましょう。

7 食品廃棄物等を原材料とする飼料の加熱処理の徹底

肉や肉製品等を含み、又は含む可能性がある食品残さを給与する場合は、既に加熱されているか否かにかかわらず、中心部まで摂氏 70 度以上 30 分間以上又は摂氏 80 度以上 3 分間以上加熱処理し、計測するとともに記録をとりましょう。

8 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行い、異状が認められた場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ましょう。特に、豚コレラの感染試験では「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められ、また、実際の発生事例では、「発熱、食欲減退」のほか「元気消失、チアノーゼ、流死産」等が見られたことから、このような症状が認められた場合には、確実に届け出ましょう。

9 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養している家畜の飼料給与、分娩、導入、出荷、死亡等の状況について記録するとともに、異状の有無だけでなく、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温も記録しましょう。

10 教育訓練等

畜舎内での飼養管理を行う者はできるだけ限定するとともに、消毒や作業手順について定期的に訓練を行いましょう。また、飼養作業を行う者が外国人である場合には、言語の違いなども考慮して、より丁寧な教育や訓練を行い、消毒や作業手順等、飼養衛生管理基準の徹底を図りましょう。

今後、家畜保健衛生所では、飼養衛生管理基準の遵守状況を別添の『飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表』に沿って、確認していきます。

したがって、各農場におかれましてもこのチェック表の内容をご確認いただき、この内容に沿って、送付された定期報告書の『2. 飼養衛生管理基準の遵守状況』への報告をお願いします。

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432